

退職者医療制度

会社などを退職した後、国民健康保険に加入し年金受給される 65 歳までの方とその被扶養者が退職者医療制度によって医療を受けることとなります。

この医療制度は平成 20 年 4 月で原則廃止となりましたが、経過措置として平成 26 年度までの間、65 歳未満の退職被保険者等が 65 歳に達するまで存続されます。

対象となる人

次の条件に全てあてはまる人が対象となります。

被保険者（本人）

- * 国保に加入している人
- * 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が 20 年以上もしくは 40 歳以降 10 年以上ある人
- * 65 歳未満の人



被扶養者

- * 国保に加入している人
- * 退職被保険者と同世帯である人
- * 退職被保険者により生計を維持されている配偶者（内縁でもよい）および 3 親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- * 年収が一定未満である人
- * 65 歳未満の人

対象となる日

年金受給権の発生した日から、退職者医療制度の適用となります。年金証書を受け取ったら、14 日以内に市町村の国保担当窓口へ届け出を行ってください。

申請に必要なもの

* 保険証 * 年金証書 * 印鑑 など

詳しくは各市町村の国保担当窓口にお問い合わせください。

医療費の負担割合

医療機関にかかるときの自己負担は、外来・入院ともに一般国保同様の 3 割となります。
被扶養者のうち義務教育就学前の人は 2 割となります。

* 入院に伴う食事代は一般国保同様の扱いになります。

対象となったら必ず届け出をしましょう。

退職者医療制度への加入手続きを行わないと、従来加入していた健康保険などからの拠出金が交付されず、国保財政の負担が大きくなり、保険料の増加にもつながります。対象となった方は各市町村国保窓口へ届け出をしましょう。